

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

記

令和 8 年度時津町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年 9 月 1 日提出

時津町長 山 上 広 信

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 6 日

時津町長 山 上 広 信

令和 8 年度時津町一般会計補正予算（第 4 号）

「理由」

令和 8 年 6 月及び 7 月の大雨により災害が発生し、災害復旧の必要が緊急に生じたため、「町長の専決処分に属する軽易な事項の指定について」第 2 項の規定に基づき、専決処分する。